



発行 東京都

目次

規則

○東京都庁内管理規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部総務課）…一

○東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則……………（同）…二

訓令

○東京都巡視勤務規程の一部を改正する規程……………（総務局総務部総務課）…三

告示

○防災街区整備事業組合の設立認可：（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）…三

○防災街区整備事業組合の定款及び事業計画の変更認可……………（同）…三

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…四

告示（下水）

○下水を排除及び処理すべき区域等（三件）……………七

告示（消）

○患者等搬送乗務員適任証の有効期間の特例に関する規程……………八

○東京消防庁優良防火対象物認定表示制度に関する規程の一部改正……………八

○火災予防条例に基づき消防総監が定める基準及び消防総監が火災予防上必要と認める措置の一部改正……………九

公告

○東京都教育委員会職員表彰規程に基づく表彰……………（東京都教育委員会）…一〇

雑報

○東京都職員共済組合組合会の招集……………（東京都職員共済組合）…三

規則

東京都庁内管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十七号

東京都庁内管理規則の一部を改正する規則

東京都庁内管理規則（昭和四十五年東京都規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中

「懸垂幕等」を「幕、のぼり、旗等」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一 陳情等の目的で、ゼッケン、腕章、鉢巻等を着用すること。

第五条第二項中「及び第十二号」を「から第十三号まで」に改める。

第六条中「若しくは掲出」を「又は掲出」に、「懸垂幕等」を「幕、のぼり、旗等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（庁舎内の立入り手続等）

第六条の二 庁内管理者は、庁舎内の秩序の維持又は事故の防止のため必要があると認めるときは、庁舎内に立ち入ろうとする者に対し、次の各号に定める事項を記載した書面（電磁的記録によるものを含む。）を提出させる等の必要な手続をさせるものとする。

一 立ち入る者の氏名及び連絡先

二 立入りの日時

三 立ち入る目的又は訪問先

四 前各号に定めるもののほか、庁内管理者が必要と認める事項

2 前項の手続を拒否した者又は偽った申告をした者がある場合は、庁内管理者は、必要な指示、警告等の措置を講じ、庁舎内の立入りを禁止することができる。

3 職員及び庁内管理者が別に定める者は、第一項に規定する手続を省略することができる。

4 庁内管理者は、多数の者が陳情等の目的で庁舎内に立ち入ろうとする場合において、庁舎内の秩序の維持又は事故の防止のため必要があるときは、立ち入ることができず、立入りの時間及び場所等の制限、立入りの禁止等の必要な措置を講ずるものとする。

5 庁内管理者は、庁舎内の危険を未然に防止するために必要があるときは、第一項の手続に加え、庁舎内に立ち入ろうとする者に対し、車両検査、所持品検査等の必要な措置を講ずるものとする。  
第七条に次の二項を加える。

2 庁内管理者は、庁舎内の安全確保のために必要があるときは、庁舎内に搬入する郵便物、宅配物等における貨物、機械、器具、備品、材料等の物品に対してエックス線の射影等により内容物を検査する等の必要な措置を講ずることができる。

3 庁内管理者は、前項の検査により庁舎内の安全が脅かされるおそれがあるときは、立入禁止区域の設定、当該物品の一時隔離、避難指示等の必要な措置を講ずることができる。

第八条中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

第十二条第一項第一号中「職員カード」の下に「(東京都職員服務規程(昭和四十七年東京都訓令第百二十二号)第四条に規定する職員カードをいう。)」を加え、同項第二号中「」については、「」の下に「庁内管理者が別に定める手続により事前に届け出た場合又は」を加える。

第十三条中「出納長若しくは」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月十八日

●東京都規則第十八号

東京都知事 小 池 百合子

東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則  
東京都本庁舎防火・防災管理規則(昭和四十一年東京都規則第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「防火・防災管理委員会」の下に「等」を加え、同条第一項中「(以下「」の下に「並びに第一本庁舎共同防火・防災管理協議会及び第二本庁舎共同防火・防災管理協議会(以下「協議会」という。)」を加え、「おく」を「置く」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の協議会の運営については、別に定めるところによる。

第十条の見出し中「防火管理責任組織」を「防火・防災管理責任組織」に改める。

第十一条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理及び改善

第十三条第三項第四号中「整理」の下に「並びに避難」を加え、同項第五号中「消火栓及び避難器具」を「及び消火栓」に改める。

第二十二條第一項中「(以下「消防隊」という。)」を削り、同条第二項中「消防隊」を「自衛消防隊」に改める。

第二十六條の見出しを「(地震被害防止措置等)」に改め、同条各号を次のように改める。

一 事務機器等の転倒及び落下の防止

二 非常持出品の準備

三 備蓄品の確保

四 職員の家族等との安否確認のための連絡手段の確保の指示

第二十八條(見出しを含む。)中「消防隊」を「自衛消防隊」に改める。

第二十九條第一項中「次に定める基準に基き、消防・防災訓練」を「消防計画に定めるところにより、個別訓練及び総合訓練」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

●東京都訓令第2号

東京都巡視勤務規程（昭和三十一年東京都訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月十八日

東京都知事 小池百合子

府 中 一 般  
支 庁  
事 業 所

第二条中「を図り、庁内の秩序維持につとめなければならない」を、「知事及び要人等の警備並びに庁内の秩序維持及び美観の保持を行うものとする」に改める。

第五条の見出し中「監視長」を「監視長等」に改め、同条第一項中「巡視を指揮監督する」を「職務を行う」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「の收受を行う」を「の受領を管理する」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 知事及び要人等の警備を行うこと。  
第五条に次の一項を加える。

3 巡視主任は、上司の命を受け、巡視業務に従事するとともに、上司を補佐する。  
第六条の見出し中「監視長」を「監視長等」に改め、同条中「代行する」を「代行し、監視長及び副監視長の不在のときは巡視主任がその職務を代行する」に改める。  
第九条第一項第二号中「別に定める」を「庁内管理者が別に定める手続により事前の届出又は」に改める。

告示

●東京都告示第三百五十六号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三百三十六条第一項の規定に基づき上十条一丁目4番地区防災街区整備事業組合の設立

を認可したので、同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十八日

東京都知事 小池百合子

一 事業組合の名称

上十条一丁目4番地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

令和二年三月十八日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

北区上十条一丁目地内

四 事務所の所在地

港区芝浦三丁目九番一号

五 設立認可の年月日

令和二年三月十八日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

施行地区内の適当な場所に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和二年四月十六日

●東京都告示第三百五十七号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百五十七条第一項の規定に基づき志茂三丁目9番地区防災街区整備事業組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十八日

東京都知事 小池百合子

一 事業組合の名称

志茂三丁目9番地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

平成三十一年三月二十七日から令和四年三月三十一日まで

三 施行地区

北区志茂三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区新橋四丁目六番十五号

平成三十一年三月二十七日

五 変更の内容

事務所の所在地を港区芝浦三丁目九番一号に変更する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和二年三月十八日

●東京都告示第三百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十八日

東京都知事 小池百合子

一(一) 路線名

府中三鷹

(二) 変更の区間

三鷹市牟礼一丁目千三百七十番一地从先から同市井の頭一丁目千三百六十七番四地先まで

(三) 変更の概要

別図表示(1)のとおり

二(一) 路線名

新宿国立

(二) 変更の区間

杉並区久我山三丁目六百八十四番二地先から三鷹市牟礼一丁目千三百七十番一地从先まで

(三) 変更の概要

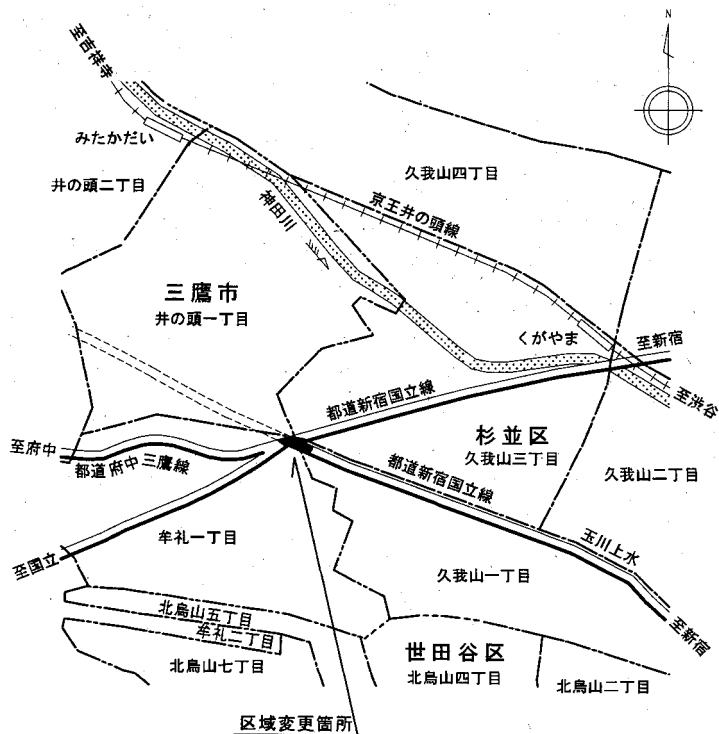
別図表示(2)のとおり

別図

都道府中三鷹線  
都道新宿国立線 区域変更略図

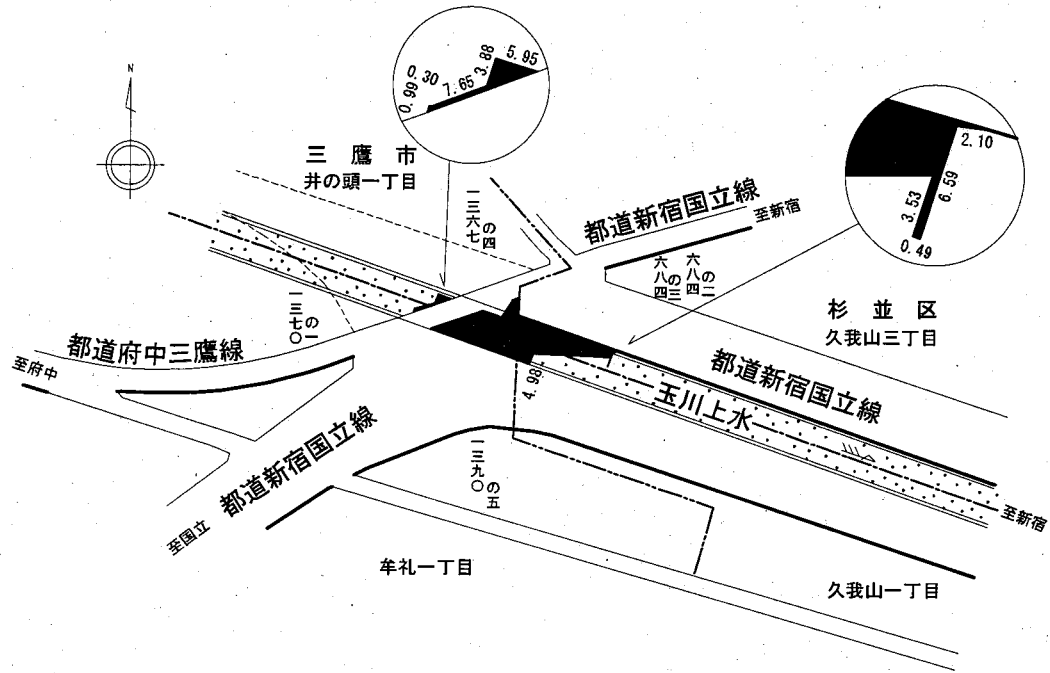
三鷹市牟礼一丁目～杉並区久我山三丁目

- 都道
- 区道
- 編入区域
- (1) 都道府中三鷹線
  - 延長 六八・八〇メートル
  - 面積 六九八・八六平方メートル
- 重用編入区域
- (2) 都道新宿国立線 (都道府中三鷹線との重用編入)
  - 延長 八二・八一メートル
  - 面積 九四三・四七平方メートル
- 計画線

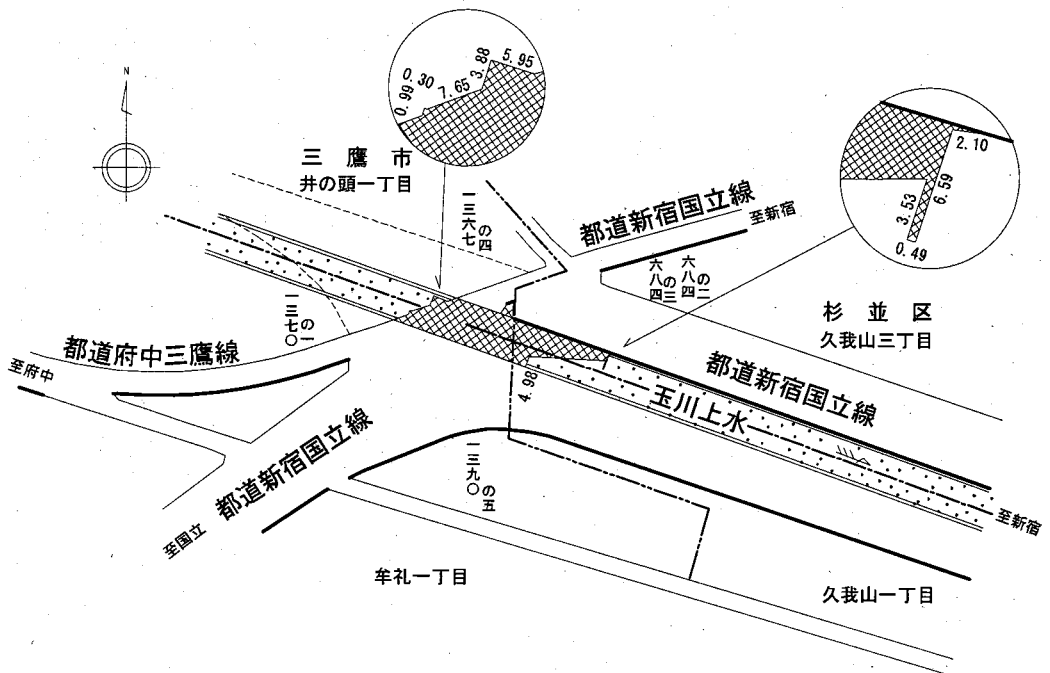


区域変更箇所

(1) 都道府中三鷹線



(2) 都道新宿国立線



告示(下水)

●東京都下水道局告示第一号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第二下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十八日

東京都下水道局長 和賀井 克夫

一 供用及び処理開始年月日 令和二年三月二十六日

二 下水を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式 合流式

五 終末処理場の位置及び名称 別表のとおり

別表

下水を排除及び処理すべき区域

終末処理場の位置及び名称

区名	町名	街区符号又は地番	全部告示区域	位置	名称
足立区	新田一丁目	十一番		足立区宮城二丁目一番十	みやぎ水再生センター
葛飾区	青戸六丁目	三十二番		葛飾区小菅一丁目二番一	小菅水再生センター
江戸川区	一之江四丁目	二番		江戸川区臨海町一丁目一	葛西水再生センター
同区	西瑞江四丁目	十八番			同右
同区	東葛西八丁目	五番及び十二番			同右
同区	松島三丁目	四十二番			同右

●東京都下水道局告示第二号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理す

べき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第二下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十八日

東京都下水道局長 和賀井 克夫

一 供用及び処理開始年月日 令和二年三月二十六日

二 下水を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式 分流式

五 終末処理場の位置及び名称 足立区中川五丁目一番一号 中川水再生センター

別表

街区符号又は地番

区名	町名	全部告示区域	一部告示区域
葛飾区	東金町六丁目	十番	十五番及び十七番
同区	東水元六丁目	二番	

●東京都下水道局告示第三号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水(雨水)を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十八日

東京都下水道局長 和賀井 克夫

一 供用及び処理開始年月日 令和二年三月二十六日

二 下水(雨水)を排除及び処理す 別表のとおり

三	排水施設の位置	別表に掲げる区域の地先
四	分流式又は合流式の別	分流式
五	終末処理場の位置及び名称	大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表	街区符号又は地番	
区名	町名	全部告示区域
世田谷区	桜丘五丁目	三十八番から五十一番まで
同	千歳五丁目	三番、七番、十番及び十二番

### 告示(消)

#### ●東京消防庁告示第6号

患者等搬送乗務員適任証の有効期間の特例に関する規程を次のように定める。

令和2年3月18日

東京消防庁

消防総監 安藤俊雄

患者等搬送乗務員適任証の有効期間の特例に関する規程

東京消防庁患者等搬送事業者認定表示制度に関する規程（平成19年5月東京消防庁告示第6号）第2条第1項第1号に規定する適任証であつて、令和2年3月12日から同年9月12日までの間に有効期間が満了するものについては、同規程第3条第3項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日を同年10月8日とする。この場合において、同条第

4項の規定により当該適任証の有効期間の更新を受けたときにおける同条第5項の規定の適用については、同項中「従前の適任証の有効期間」とあるのは、「従前の適任証の有効期間（患者等搬送乗務員適任証の有効期間の特例に関する規程（令和2年3月東京消防庁告示第6号）前段の規定の適用がなかつたものとした場合における有効期間をいう。）」とする。

#### ●東京消防庁告示第7号

東京消防庁優良防火対象物認定表示制度に関する規程（平成18年7月東京消防庁告示第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月18日

東京消防庁

消防総監 安藤俊雄

第1条中「第55条の5の10第6項」を「第55条の5の10第1項及び第6項」に改め、「規定する」の次に「申請について必要な事項、」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（申請の単位）

第1条の2 条例第55条の5の10第1項の規定による申請は、規則第11条の16に規定する防火対象物の全ての管理権原者又は当該防火対象物のうち、次に掲げるものの全ての管理権原者により行うものとする。

- (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第2条の規定により一の防火対象物とみなされる同一敷地内の各防火対象物
- (2) 令第8条に規定する開口部のない耐火構造（建築基

準法（昭和25年法律第201号。以下「建築法」という。）第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）の床又は壁で区画された部分

- (3) 前2号に掲げるもののほか、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況から、申請部分以外の部分で発生した火災の影響が小さいと消防総監が認める部分
- 第4条の表左欄中「建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築法」という。）」を「建築法」に改める。

第5条第2項を削り、同条第3項中「第112条第14項」を「第112条第19項」に改め、同項を同条第2項とする。

別表第1の部1の款消防用設備等及び特殊消防用設備等の項中「消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同部2の款建築構造の項中「第24条」を「第23条」に、「第66条」を「第64条」に改め、同款建築設備等の項中「第129条の2の5第1項第5号」を「第129条の2の4第1項第5号」に、「第129条の2の6第3項」を「第129条の2の5第3項」に、「第129条の2の7」を「第129条の2の6」に改め、同款検証法の項中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 建築令第128条の6に規定する区画避難安全検証法により同条第1項の規定を適用している場合は、当該規定を適用した状態が維持されていること。

#### 附則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1の部2の款建築構造の項及び同款建築設備等の項の改正規定は、公布の日から施行する。



●東京消防庁告示第8号

火災予防条例に基づき消防総監が定める基準及び消防総監が火災予防上必要と認める措置（平成16年6月東京消防庁告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月18日

東京消防庁

消防総監 安藤俊雄

第1の1(1)ただし書を削り、同1(7)中「昭和25年政令第338号」の次に「。以下「建基令」という。」を加え、「同条第15項及び第16項」を「同条第20項及び第21項」に改め、同1(8)中「区画を貫通する風道には防火ダンパーが設けられている」を「建基令第112条第20項及び第21項で定める措置が講じられている」に改める。

第1の2を次のように改める。

2 喫煙等の行為が禁止されている場所における解除の基準

当該場所が消防法（昭和23年法律第186号）の規定及びその他の法令の規定で防火に関するものに適合しており、かつ、当該場所において行う禁止行為が次に掲げるものであること。

(1) 次のアからケまでに掲げる場所の区分に応じ、それぞれ当該アからケまでに定める基準に適合しているもの

ア 規程第7条第1号イ、ロ及びハ並びに同条第2号イに掲げる場所 別表第1に定める基準

イ 規程第7条第1号ニ及び同条第2号ロに掲げる場所 別表第2に定める基準

ウ 規程第7条第1号ホに掲げる場所 別表第3に

定める基準

エ 規程第7条第1号へに掲げる場所 別表第4に定める基準

オ 規程第7条第1号チに掲げる場所 別表第5に定める基準

カ 規程第7条第1号スに掲げる場所 別表第6に定める基準

キ 規程第7条第1号ルに掲げる場所 別表第7に定める基準

ク 規程第7条第2号ハに掲げる場所 別表第8に定める基準

ケ 規程第7条第1号トに掲げる場所 当該場所の使用実態に応じて別表第1から別表第5までに定める基準

(2) 当該場所の防火対象物の構造、消防用設備等の設置状況、収容人員、避難安全性その他の特性から、前号の基準と同等以上の安全性があるものと消防総監が認めたもの

(3) 裸火の使用について、これを行おうとする者の行った当該裸火の使用に係る実験等の結果から、消防総監が火災の発生するおそれ著しく小さいと認められたもの

(4) 前3号のほか、火災が発生した場合の初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供その他の自衛消防の活動の体制から防火安全上支障ないと消防総監が認めたもの  
第2を次のように改める。

第2 条例第23条第3項第1号に規定する消防総監が火災

予防上必要と認める措置

次の各号に掲げる措置とする。

(1) 当該防火対象物又は消防総監が指定する場所の入口等の見やすい箇所に、当該防火対象物での喫煙を禁止する旨の標識の設置

(2) 当該防火対象物の定期的な館内巡視

(3) 当該防火対象物内での喫煙を禁止する旨の定期的な館内一斉放送

(4) 前3号のほか、当該防火対象物の使用形態等に応じて、火災予防上必要と認める措置

別表第1舞台の部危険物品持込みの項中「ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総質量がガス質量」を「容器の許容充填ガス質量の合計が」に改め、同表公衆の出入りする部分の項中「ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総質量がガス質量」を「容器の許容充填ガス質量の合計が」に改める。

別表第2舞台の部危険物品持込みの項中「ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総質量がガス質量」を「容器の許容充填ガス質量の合計が」に改め、同表公衆の出入りする部分の項中「ガス総質量が10kg以下であり、かつ、容器の総質量がガス質量」を「容器の許容充填ガス質量の合計が」に改める。

別表第3売場の部裸火使用の項中「特定不燃材料で」を「不燃材料で」に改め、「（壁は特定不燃材料とする。）」を削り、同部危険物品持込みの項中「特定不燃材料」を「不燃材料」に、「ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総質量がガス質量」を「容器の許容充填ガス質量の合計が」に改め、同表通常顧客の出入りする部分の

公 告

部裸火使用（催事場等）の項中「特定不燃材料」を「不燃材料」に改め、同部危険物品持込み（催事場等）の項中「特定不燃材料」を「不燃材料」に、「ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量」を「容器の許容充填ガス質量の合計が」に改める。

別表第4公衆の出入りする部分の部裸火使用の項中「特定不燃材料」を「不燃材料」に改め、同部危険物品持込みの項中「特定不燃材料」を「不燃材料」に、「ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量」を「容器の許容充填ガス質量の合計が」に改める。

別表第5撮影用セットを設ける部分の部危険物品持込みの項中「ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量」を「容器の許容充填ガス質量の合計が」に改める。

別表第6売場の部裸火使用の項中「特定不燃材料」を「不燃材料」に改め、同部危険物品持込みの項中「特定不燃材料」を「不燃材料」に、「ガス総質量が1kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量」を「容器の許容充填ガス質量の合計が」に改める。

別表第7建造物の内部及び周囲の部危険物品持込みの項中「ガス総質量が10kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量」を「容器の許容充填ガス質量の合計が」に改める。

別表第8公衆の出入りする部分の項中「ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量」を「容器の許容充填ガス質量の合計が」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

東京都教育委員会職員等の表彰について

東京都教育委員会職員表彰規程（昭和二十七年東京都教育委員会訓令甲第九号）第一条及び第二条の規定に基づき、令和二年二月十三日に表彰された者は、次のとおりである。  
令和二年三月十八日  
東京都教育委員会

一 個人表彰（教職員・立志賞）

小 学 校

氏 名 職 名 主 取 組

古屋 俊貴 八王子市立松が谷小学校 特別支援教育の推進

吉村 康佑 武蔵村山市立第七小学校 食育の推進

中 学 校

氏 名 職 名 主 取 組

鶴山 裕有未 文京区立文林中学校 外国語教育の推進

生井 晋太郎 葛飾区立亀有中学校 学習・生徒指導及び校内研修の推進

高 等 学 校

氏 名 職 名 主 取 組

山田 琴美 東京都立足立東高等学校 理科教育及び生徒・部活動指導の推進

岸 愛乃 東京都立八丈高等学校 家庭科教育及び部活動指導の推進

中村 里津也 東京都立千歳丘高等学校 学校経営への参

校 教 諭

画及び生徒指導への貢献

犬塚 奈保子 東京都立椏ヶ丘高等学校 主任教諭 理科教育及び部活動指導の推進

近 美咲 東京都立町田総合高等学校 教諭 国語教育及び生徒・部活動指導の推進

谷野 晴樹 東京都立農業高等学校 教諭 家庭科教育及び教科研究の推進

山田 修 東京都立秋留台高等学校 校教諭 学校運営の推進及び人材育成への貢献

氏 名 職 名 主 取 組

中條 孝美 東京都立足立特別支援学校 校教諭 授業改善及び授業力向上への貢献

原澤 良輔 東京都立中野特別支援学校 校教諭 学習指導及び地域連携の推進

高橋 みちな 東京都立志村学園 校教諭 学校運営への貢献及び教科・部活動指導の推進

山田 梨紗 東京都立八王子東特別支援学校 校教諭 読書活動の推進

二 個人表彰（教職員）

氏 名 職 名 主 取 組

田畑 朋恵 文京区立千駄木小学校 主幹教諭 国語教育及び生活指導の充実

伊沢 弘通 文京区立本郷小学校 主任教諭 音楽科教育の推進

藤田 寛樹 文京区立湯島小学校 主幹教諭 情報モラル及びプログラミング

栗原 光世 西東京市立住吉小学校 主幹教諭 特別支援教育の推進	吉岡 明子 武蔵村山市立雷塚小学校指導教諭 特別支援教育コーディネーターとしての学校経営への貢献	椎野 祐史 武蔵村山市立第八小学校主幹教諭 算数科教育の推進を軸とした学校運営の充実	須山 望 清瀬市立清瀬第七小学校主任養護教諭 保健教育の推進	田上 由紀子 小金井市立東小学校指導教諭 道徳科教育の推進	今野 美穂子 八王子市立七国小学校主任教諭 英語教育の推進	加藤 みき子 葛飾区立上千葉小学校主任教諭 新聞教育の推進	小井土 円香 葛飾区立上平井小学校主幹教諭 体育科教育の推進	碓 充史 板橋区立志村第一小学校主任教諭 校内外の校内研究・授業改善の推進	石川 大輔 荒川区立第一日暮里小学校主幹教諭 算数科教育の推進	田中 博司 杉並区立桃井第五小学校主幹教諭 特別支援教育の推進	浅見 朝枝 江東区立豊洲北小学校主幹教諭 算数科教育の推進	深澤 和比古 台東区立千束小学校主幹教諭 学校運営の推進	教育の推進							
萩野 大吾 東京都立日比谷高等学校指導教諭 数学科教育の推進	親泊 寛昌 東京都立千早高等学校主幹教諭 キャリア教育の推進	布村 奈緒子 東京都立両国高等学校指導教諭 英語教育の推進	氏 名 高 等 学 校 主たる功績	寺沢 陽子 福生市立福生第二中学校指導教諭 英語教育の推進及び授業改善	相沢 秀和 国分寺市立第一中学校指導教諭 英語教育の充実	服部 智恵 板橋区立西台中学校主任教諭 英語科教育の推進	澤田 真樹子 荒川区立南千住第二中学校主任教諭 防災教育の推進	伊地知 義信 豊島区立千登世橋中学校指導教諭 英語科教育の推進	菅原 幸弘 杉並区立向陽中学校主幹教諭 教育課題研究の推進	関 富美雄 渋谷区立上原中学校主幹教諭 ICT教育の推進	児玉 聡 江東区立亀戸中学校主幹教諭 保健体育科教育の推進	山川 幸伸 台東区立御徒町台東中学校主幹教諭 生徒指導・学校運営の推進	横澤 康友 台東区立上野中学校主幹教諭 数学科教育の推進	土屋 純一 文京区立第九中学校主幹教諭 数学科教育の推進	氏 名 職 名 校 校 主たる功績					
新井 裕 豊島区立仰高小学校校長	荒木 憲秀 渋谷区立笹塚小学校校長	染谷 由之 渋谷区立神南小学校校長	小宮 豊 世田谷区立経堂小学校校長	後藤 真司 世田谷区立笹原小学校校長	鳥居 洋子 大田区立東調布第一小学校校長	中嶋 英雄 品川区立城南小学校校長	大石 京子 台東区立浅草小学校校長	新村 出 墨田区立外手小学校校長	大石 京子 台東区立浅草小学校校長	勝沼 康夫 新宿区立鶴巻小学校校長	石井 卓之 港区立筈小学校校長	太田 耕司 千代田区立お茶の水小学校校長	氏 名 職 名 校 校 主たる功績	三 個人表彰(管理職) 小 学 校 職 名 校 校 主たる功績	海老澤 穰 東京都立石神井特別支援学校指導教諭 特別支援学校におけるICT教育の推進	夏目 理香 東京都立志村学園指導教諭 特別支援教育の推進	海保 和代 東京都立大塚ろう学校主任教諭 学校運営及び特別支援教育の推進	小野寺 拓 東京都立鹿本学園主任教諭 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進	大山 衣絵 東京都立光明学園主幹教諭 特別支援教育の推進	氏 名 職 名 校 校 主たる功績

戸倉 務	北区立王子小学校長
赤木 勲	板橋区立金沢小学校長
相澤 貞恵	足立区立大谷田小学校長
牧野 昭太郎	葛飾区立葛飾小学校長
清水 俊幸	八王子市立第三小学校長
嶋田 晶子	武蔵野市立第五小学校長
仲光 秀城	三鷹市立第一小学校長
岡部 操	昭島市立武蔵野小学校長
大山 紀子	国立市立国立第七小学校長
松下 正代	福生市立福生第五小学校長
前川 潤	武蔵村山市立第三小学校長
岡 芳弘	多摩市立多摩第一小学校長(統括校長)
氏 名	職 名
片倉 元次	新宿区立新宿中学校長
本郷 光一	文京区立音羽中学校長
小椋 孝	文京区立第六中学校長
武井 勝久	江東区立深川第三中学校長
木崎 正和	大田区立田園調布中学校長
田代 雅規	中野区立中野東中学校長
吉原 健	北区立王子桜中学校長(統括校長)
荒井 秀樹	板橋区立赤塚第二中学校長(統括校長)
関 基雄	練馬区立大泉第二中学校長
黒澤 晴男	葛飾区立立石中学校長
横澤 広美	江戸川区立小松川第二中学校長(統括校長)
川島 清美	八王子市立七国中学校長

飯田 芳男	立川市立立川第二中学校長
儘田 文雄	青梅市立第一中学校長(統括校長)
森岡 耕平	府中市立府中第一中学校長(統括校長)
石川 晴一	日野市立日野第二中学校長
石村 康代	日野市立三沢中学校長(統括校長)
亀澤 信一	狛江市立狛江第三中学校長
氏 名	職 名
奥秋 將史	東京都立昭和高等学校長(統括校長)
加藤 隆	東京都立新宿高等学校長(統括校長)
坂 光司	東京都立墨田川高等学校長(統括校長)
糸井 一郎	東京都立国分寺高等学校長(統括校長)
川原 博義	東京都立桐ヶ丘高等学校長(統括校長)
川瀬 徹	東京都立東村山高等学校長(統括校長)
柄倉 和則	東京都立田柄高等学校長(統括校長)
白鳥 靖	東京都立多摩科学技術高等学校長
降幡 高志	東京都立板橋高等学校副校長
早川 信一	東京都立科学技術高等学校長
堀切 哲弥	東京都立本所高等学校長
布施 洋一	東京都立戸山高等学校長(統括校長)
氏 名	職 名
三谷 保	東京都立永福学園副校長
朝日 滋也	東京都立大塚ろう学校長(統括校長)

田村 康二郎	東京都立光明学園校長(統括校長)
四 団体表彰	
小 学 校	主たる功績
学校等の名称	主たる功績
杉並区立久我山小学校	道徳科指導の推進
杉並区立天沼小学校	プログラミング教育の推進
荒川区立第二日暮里小学校	プログラミング教育の推進
板橋区立成増ヶ丘小学校	プログラミン教育の推進
狛江市立学校共同事務室	教員の働き方改革の実現
羽村市立松林小学校	人権教育の推進
中学校	主たる功績
学校等の名称	主たる功績
文京区立文林中学校	「主体的・対話的で深い学び」に関する研究
目黒区立第八中学校	いじめ防止対策の推進
大田区立大森第六中学校	持続可能な社会づくりに向けた教育の推進
八王子市立第六中学校	体力向上
府中市立府中第四中学校合	学校・地域に貢献する部活動の推進
武蔵村山市立第三中学校	NIIE教育の推進

雑 報

東京都職員共済組合組合会の招集について  
 令和元年度第二回東京都職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

令和二年三月十八日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

一 日時 令和二年三月二十六日 午後一時四十五分  
二 場所 新宿区西新宿二丁目四番一号 新宿NSビル三階 北ブロック三ーM会議室  
三 議事 第一号議案 令和二年度事業計画及び予算（案）

第二号議案 東京都職員共済組合定款の一部変更について

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 一筒月 五〇円  
 六、六〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

